



Title	社会資本論的視点からみた水管理主体：農業水利に着目して
Author(s)	山本, えり子
Citation	北海道大學教育學部紀要, 50, 83-108
Issue Date	1988-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29311
Type	departmental bulletin paper
File Information	50_P83-108.pdf



社会資本論的視点からみた水管理主体 —農業水利に着目して—

山 本 えり子

The Management of the Watercontrol Considered from a Standpoint of Theory of Social Overhead Capital — With Special Reference to Water Utilization Agriculture —

Eriko YAMAMOTO

目 次

はじめに	83
第1章 「社会資本」概念と「公共性」	85
第1節 「要綱」にみる「社会資本概念」	
第2節 「社会資本概念」と現代資本主義	
(1) 「社会資本化現象」と「社会資本」の2面的性格	
(2) 「社会資本化」による生産と生活の分離と対立	
(3) 資本による「公共性」の論理と本質	
第3節 「社会資本」における真の公共性と住民の共同性	
(1) 資本主義的「公共性」の発生と展開	
(2) 権力—資本主義的「公共性」の基盤—の克服における課題	
(3) 公共性の要としての住民生活	
第2章 現段階における農業水利の課題	95
第1節 土地改良事業と小農における個別的生産力の発展	
第2節 水資源の独占と農業水利	
第3節 水田利用再編と農業水利の課題	
第3章 水利の「社会資本化」と新しい水管理主体	98
第1節 公共投資と水利利用の社会化・社会資本化	
第2節 水利利用施設における公共性の特質	
第3節 管理主体と権力の問題	
第4章 地域住民の特質と水管理主体の到達点—北海道のいくつかの事例—	102
おわりに	104

は じ め に

今日の農業水利をめぐる諸問題は単に農業生産手段としてだけでなく、農業生産の範囲を越えて地域の生産、生活、自然環境の問題を含み、「水管理」の領域も拡大し専門労働者に担われる部分が増大している。その要因はいうまでもなく農業の生産力発展に対応した、あるいは生産力

発展を促すための国家による土地改良事業の進展にある。小河川の多い日本の農業水利の場合、その管理運営は基本的には生産者である農民が自ら組織を作り実行してきた。その重要な部分が現在では農民の手をはなれてしまっているだけでなく、意思決定の主体たるべき住民組織の自治機能も階層分解にともない危機にさらされている。こうした問題を研究するためには従来の農業水利研究におけるような、地代論的、経営学的アプローチではすでに事たりなくなっているのである。最近、農業経済学者の間で農業水利における諸問題の社会資本的側面、特に「管理主体」「共同資産」などの問題が研究されはじめているのはこのような実態を反映するものである。

他方、社会資本に関する研究は、資本蓄積のテコとしての社会資本研究において蓄積があるが、最近、社会資本管理主体としての住民に注目し、社会資本をめぐる共同性と真の「公共性」の論理を研究するなかで地域の変革主体を展望しようという試みがなされている。現実の社会資本は二面性を持つ。すなわち資本蓄積のテコであるだけでなく国家による住民支配の手段であるという側面をもつと同時に共同社会における社会的再生産の条件でもある。この社会的再生産の内容としては、生産だけでなく生活、自然環境も含まれてくるのであり、ここに住民と国家が対立する要因がある。この対立は「公共性」をめぐる議論として現れる。国家の側は不特定多数の利益＝「公共性」（じつは資本蓄積のテコであり、国家による住民支配の手段）を住民の生活権＝「私的エゴイズム」に対置する。しかし、住民の生活権を基礎とした「公共性」こそが真の「公共性」であり日本でもそのことが住民運動の展開のなかで自覚されはじめている。そうした真の「公共性」の内実をになう住民における共同関係と管理主体の性格をめぐる研究が、都市の社会資本を中心にはじめられているのである。

この視点から農業水利施設を見直した場合、いくつかの相違点が見られる。農村住民は生産労働の担いででもあり、都市の社会資本と異なりもともと所有も管理運営権も彼等に属していた。しかも地域の生産、生活に根付いたものとして発展し歴史的にも彼等はそれ（農業水利施設）から切離されたことはない。そこにかかわる権力の構造も複雑で、一概に、国家対住民というわけにもいかない。にもかかわらず農業水利施設にも都市の社会資本と同様の問題と課題が出現している。その最大の課題は社会資本を資本蓄積や国家による住民支配の手段とするのかそれとも地域の生産、生活、自然環境の調和的発展のための条件にしていくのか、ということである。そのことと関わって問題となるのは管理主体と権力の問題である。しかもそれは「公共性」をめぐる議論として展開されてきている。こうした、社会資本を巡る議論をふまえて農業水利施設を検討することにより現在直面している水管理主体の危機的状況を、新しい水管理主体を展望する方向性をもって分析することが可能となろう。

本論文においてはまず社会資本の基礎的概念を検討したうえで、特に住民の共同性と管理運営に関わる部分を中心に論点を整理し、住民の主体形成の方向と可能性を明らかにする（第1章）。つぎに戦後の土地改良事業と農業生産力の発展を概観し、「地域開発政策」における農業水利の位置付けを確認したうえで現段階における農業水利の課題を明らかにする（第2章）。さらに最近のいくつかの農業水利研究を検討しながら社会資本論的視点からみた水管理主体の課題と方向性を示し（第3章）、最後に北海道における事例をいくつか紹介するなかで水管理主体の具体的な存在形態をみる（第4章）。

第1章 「社会資本」概念と「公共性」

第1節 「要綱」にみる「社会資本概念」

そもそも「社会資本」という言葉は「資本論」にはない。「社会資本論」の著者、宮本憲一は「社会資本」は「一般的労働手段」と「共同消費手段」が独占段階で「資本化」することにより「社会資本」となる、としており、その場合「一般的労働手段」の抽象的な第1次規定として、マルクスの「経済学批判要綱」にある「社会的生産の共同社会的・一般的諸条件」を位置付けようとした(注1)。これを契機に、この「諸条件」を「社会資本」概念の根底に据えることによって、真の「公共性」を担うものに発展させようとする試みが研究者の間で取組まれてきた(注2)。「要綱」の場合も「共同社会」とは資本主義以前のものも含んでおり、「諸条件」が資本主義による包摂にともない、どう「資本化」するのか、そのことによりどういう矛盾と発展がもたらされるのかが問題となる。ここではこれらの問題が「要綱」ではどのように取扱われているのかを検討する。

「要綱」でよく引用される部分は「資本にかんする章」の「第2篇—資本の流通課程」の「輸送費用」「輸送時間」の部分である(注3)。従ってここでは「資本の価値増殖」における「諸条件」の位置付けが書かれているのであって、「諸条件」そのものを考察しているのではない。しかも、「諸条件」一般について論じているのではなく、「輸送手段」について述べているという点に留意する必要がある。その意味で「要綱」にみる「社会資本」概念はきわめて限定されたものである。しかし部分的に「諸条件」のもつ豊かな意味内容が伺われる。「要綱」にそくして、どこまでのことがいえるのかを明確にするとともに、どのような点を深め、発展させていくことができるのかを、見ていくことが出来るであろう。

まず最初に「資本化」の問題をみていこう。これは「要綱」においては3つの側面から考察できる。第1に「諸条件」が資本の運動にとってどういう位置づけをなすのか、第2に「資本形態」の問題、第3に、剰余価値、利潤、利子との関連である。このうち第3の問題は「諸条件」のうち「自己増殖する価値」としての資本そのものについてのみ考察される。

第1の側面において重要なのは道路などの交通手段・運輸手段が交換の物的条件として資本にたいして必然化するということである。「直接に使用をめざし過剰物だけを交換する生産で、流通費用は過剰物についてだけ現れ、主要生産物については現れない。生産が交換価値に、したがって交換に立脚するようになればなるほど、交換の物的諸条件—交通手段と運輸手段—は、生産にとってますます重要なものになる。資本はその本性からしてあらゆる空間的制限を乗越える。このようにして交換の物的諸条件—交通手段と運輸手段—の創造は、資本にたいしてかつてないほどの度合いで必然化する」(注4)。すなわち「諸条件」そのものが資本の運動にとっての必然性から新たに作り出されるということがここでは述べられている。しかし、流通費用は資本にとって生産からの控除であるから少なければ少ないほどよい。「諸条件」が共同社会に「有益」であることを利用して費用を国家におしつけようとするのである。この「諸条件」は個々の資本化にとっての生産のための「特殊的条件」ではなく「生産の一般的諸条件」(注5)であるから「資本が株式会社の形態をとらないかぎりでは、資本はつねに自己の価値増殖の特殊な条件だけを求め、共同的な諸条件はこれを国家的に必要なものとして全体の国に押しやる」のである。ここでの「一般的条件」は「共同社会」にとっての「一般」ではなく「資本一般」であることに注意する必要がある。しかし、「資本一般」の生産とは、単なる個別資本の総和ではない。「社会的生

産」が「資本一般」に担われているという事情があるので「共同社会」にとっての「諸条件」のように現象するのである。こうして「特殊な資本と、その特殊な生産過程との諸条件にたいするものとは区別された、社会的生産の共同社会的・一般的諸条件にたいする資本の特有な((spezifisch))関係」が結ばれるのである。

第2の側面として「資本形態」の問題がある。この点に関してすでに京極高宣、川上則道の両氏が「固定資本の第2形態」説を提起し、研究者の間でもかなりの支持がえられた。すなわち「固定資本の第2形態」の本質は、生産資本の1形態ではなく「貨幣資本の特殊な形態」であり使用価値形態で売られるものである、としている。だから、共同消費手段であってもそれが資本主義的に経営されれば「固定資本の第2形態」になる。だが、社会資本＝「固定資本の第2形態」なのではない。それが社会資本の重要な部分をなすということなのである。「社会資本」が「自己増殖する価値」という意味での「資本」かどうかという長い間の論争に対する1つの結論がここにはある。資本の流通にとって必要な条件であってもそれ自体が例えば有料道路のように自己増殖する価値でなければ“資本”とはいえない。資本以外のものもむろん、資本主義的生産様式にどう包摂され、どう利用されるかということが深められなければならないが、そのために資本概念を拡張するとかえて明確な理論の展開ができにくくなるのではないだろうか。「社会資本」と従来いわれてきたものの本質的な規定は「社会的生産の共同社会的・一般的諸条件」のことであって、それは資本主義に包摂されるなかで新たにうみだされ、その重要な部分が「固定資本の第2形態」に転化するのである。ここに消費手段を含めるかどうかは「要綱」をめぐる議論のなかではなんともいえない。むしろ我々が創造的に発展させる課題といえるのである(注6)。

第3の側面に移ろう。第2の側面のところで述べたが、道路は生産資本ではない。「賦役による、またはその他の形態としては租税による道路建設は、剰余労働または国の剰余生産物の一部分を道路に強制的に転形することである。」「かりに((ある共同体において))その労働時間が直接的生産で全部消費されるとするなら、(あるいは間接的に表現すると、このきまった目的のために超過税を徴収することが不可能であるとするのなら)道路はかならず建設されないままであろう。」すなわち、道路が作られるのはそれによって価値を増殖したり、ものを生産するためではなくて「それが共同体にとって必要な使用価値であり、共同体がそれをぜひとも(a tout prix)必要とするからにすぎない」(注7(())内は筆者)のである。従って、こうした「諸条件」がどれだけ作られるかはその共同体にどれほど剰余労働が存在するかに関わっている。資本自らの手で道路等が作られるためにはマルクスは4つの条件を挙げている。第1に資本そのものの大きさ……したがってたいていは株式資本。第2にそれが利子をもたらすことであって、利潤をもたらすことではない。第3に道路が利益を生むこと。(2つの意味で……。1つは道路の利用価値がもつ交換価値と、それが生産力に対してもたらす使用価値において―筆者)第4に資本家の所得、この交通手段の1項目に投下する享樂的富(の存在)(注8)。この4点は現在の事態を考えるとよく理解できる。80年代の公共投資の構造転換―民営化の進行は加藤一郎の指摘のように「過剰資本の大量発生と独占資本の肥大化のなかでおこっている事態」(注9)である。「共同体の剰余労働」が現在では資本のもとにおかれ、その価値増殖という本能をむきだしにした形で公共投資に入りこんでいくとすれば、「共同体にとっての使用価値」と「資本にとっては価値増殖の手段」であるという意味での使用価値が「諸条件」＝社会資本という実態のなかでどのような矛盾を引き起こすのか、その問題を考察しないわけにはいかない。この問題の糸口を「要綱」だけの中からつかみだすことはできないであろう。

この問題すなわち「共同社会」と「社会資本」の資本主義的包摂との矛盾に関しては研究者の間で若干の意見の相違がある。それは「社会資本」の概念規定のなかに矛盾を見出すのかどうかという問題である。加藤一郎はつぎのように述べる。「『社会的生産の共同社会的・一般的諸条件』のもつ、生活をも含めた社会的再生産過程における矛盾に満ちた位置、それが資本によって包摂されるなかでの矛盾の発展は『社会資本』のなかに引き継がれていくといえよう」(注10)。というように「社会資本」規定そのもののなかに矛盾と発展を含ませている。その他、遠藤晃も同様の立場をとっている(注11)。これにたいし、京極、川上はつぎのように批判する。「従来、しばしば社会資本概念そのもののなかに資本主義的矛盾を見つけ出そうという試みが研究者の間でなされてきましたが、私たちは『社会資本』といわれているものと現実の経済とのかかわり合い方、あるいは現実の経済のなかにある階級対立そのものが社会資本をめぐる主要な矛盾となっておりと考えています。だから、社会資本概念そのもののなかに矛盾を見つけ出そうとするのは正しくないのではないか、いわばヘーゲル主義的な観念論ではないかということで、やや政治主義的に聞こえるかもしれませんが独占資本と国民の利害対立を基軸に据えて現実の社会資本をめぐるいろいろな問題を分析していこうじゃないかという掛声をかけました」(注12)。これにたいする筆者の考えを述べる。独占資本と国民の利害対立は国民生活の様々な局面で色々な形をとって現れるわけで、それが「社会資本」という実体のなかでどういう形をとっているのかは、「社会資本」のもつ歴史性と共同社会との関わりをヌキにすることはできないであろう。「概念」のなかに「内在的矛盾」を見出だす、という言い方をすればたしかに観念的に聞こえるかもしれないが、現在でも「共同社会」にとっての「諸条件」である「社会資本」の実体—すなわち地域住民にどう位置づいているかということも含めて—が資本の運動とどう対抗、矛盾し克服する方向性をもつのかという視点からみれば「社会資本」という実体のなかに(住民生活の一部としても)矛盾と発展を見出だしてもよいのではなかろうか。

第2節 「社会資本」概念と現代資本主義

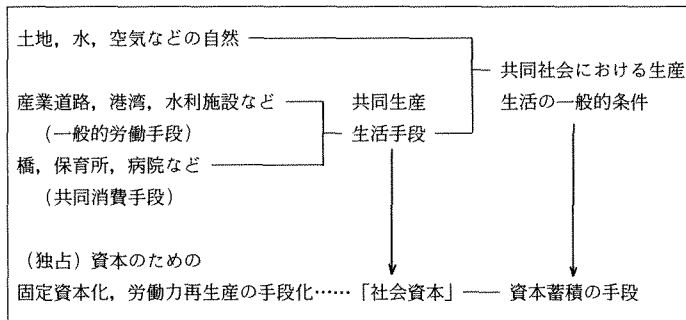
「諸条件」資本の運動のなかで、その重要部分が「資本化」することの必然性が「要綱」のなかで一定示されていた。「要綱」では道路等の輸送手段について述べられていたが、今日社会資本と呼ばれるものは、港湾、水利施設などの一般的労働手段はもちろん、橋、保育所、病院などの共同消費手段も含まれている。これらのものを「価値増殖する資本」への「資本化」だけで説明することはできない。何らかの形で「資本蓄積の手段」とされるがそれは「資本」ではない。現代資本主義がこれらをどう位置づけているのかをこそ説明する必要がある。従って、この節では第1に、「諸条件」の「社会資本」化の内実を明らかにし、第2に「社会資本」化による生産と生活の分離と対立。第3に、資本による「公共性」の内実。第4に「社会資本」化を克服しうる住民生活の変化と可能性について述べる。

(1) 「社会資本」化現象と、「社会資本」の2面的性格

「社会的生産の共同社会的・一般的諸条件」(『要綱』p 470)とは一般的労働手段に関する規定である。だが、資本主義以前の社会においては生産と生活が一体であり、その「手段」を「生産手段」と「消費手段」に区別することはむずかしい。「道路」「橋」等の交通手段にしても商品作物の運搬にもつかえば市街地への買物にもつかう。この問題について京極、川上はつぎのように述べる。「例えば、道路は労働手段あるいは生産手段として機能している面もあれば消費手段として機能している面もあるわけで、そういうものを初めから区別してしかる後に一括してみる

というのではなくてむしろ直接的生産部門である繊維産業とは違った何らかの経済的位置付けが必要ではないかということです。…中略…社会資本概念そのものは、そもそも資本範疇ではなくて、むしろ広義の経済学的概念であって…中略…それが社会的再生産が行われる基礎的条件であることをみぬくのはさして困難ではありません」(注13)。すなわち「社会資本」と呼ばれるものの実体は、資本主義以前に生産と生活が一体として営まれていた地域における社会的再生産の一

図1



般的条件だったのである。しかし、これだけの規定であれば土地、水、空気などの自然も含まれてしまう。「諸条件」の規定としてはこれらの自然を利用する手段も含めた労働生産物に限定して考えるべきであろう。こうした諸条件は資本主義的生産様式にとりこまれるなかで資本蓄積を手段化すると同時に新たに必要の諸条件が作り出される(図1参照)。生産面だけでなく生活面においても同様に、例えば都市的集住様式が労働力商品確保のために必然化することにより、水道、下水道などの共同消費手段が必要となる。それらのものは一方では資本蓄積の手段(資本そのものではない。)でありながら、他方では共同社会(集落、地域、自治体など色々なレベルで)における社会的再生産の条件でありつづけるのである。「諸条件」の「社会資本」化とは、このように「諸条件」が二重性を獲得する過程にほかならない。こうして「社会資本」のある部分は使用価値形態で売られる「固定資本の第2形態」であり、ある部分は厳密には資本範疇ではないが独占資本の固定資本のような役割を果たしたり(注14)、労働力再生産の手段となったりするのである。しかも第1節で明らかになったように「社会資本」建設の可能性は過剰資本の存在に左右される。「資本の論理」と共同社会の社会的再生産(生命の再生産を含む)の論理が対立、矛盾の関係を持つ。それだから、「採算があわない」(＝資本の論理)からといって地域の交通手段から資本が撤退すれば住民や自治体がかわりの手段を使って補ったり、自主運営するというような事例も出てくるのである。

(2) 「社会資本」化による生産と生活の分離と対立

資本主義以前の農村では、「諸条件」が作られる際には生産、生活、自然環境に「目配せ」がなされてきた。日本の農業水利などはその典型である。農業用水はときに生活用水になり田にはどじょうが飼われていたりしていた。維持管理も農民の手でおこなわれてきた。国家による土地改良事業が始められる以前は「水利用者である農民が、基本的には村落共同体の保有する水利施設を、共同体的な秩序のもとでみずからの労働によって管理しながら、水を手にいれてきた」(注15)のである。ここでは「諸条件」は集落住民の生産、生活と自然的に、直接的に結合していたといえる。橋や集会所、道路などの「諸条件」も集落で余力ができると(余剰労働力)自らの生

産、生活、自然条件に合わせて作り、管理してきた。停滞的ではあるが生産、生活、自然環境をそのレベルにおいて調和させてきたといえよう。

資本による社会資本建設はこのような集落における生産、生活、自然環境の調和をうちこわす。現代資本主義のもとで農業用水は工業への転用を余儀なくされ、ダム建設なども結局は発電などに有利な形で展開されがちである（注16）。また、農業生産と生活、自然環境との関連においても生産優位の仕方で用水開発が行われるために、生活用水が確保できなくなったり自然が破壊されたりする。こうしたことは、資本蓄積のために地域を一面利用しようとする資本の本性によるものと言う他はない。しかも、こうした事業は日本の場合、国家投資によって行われることが多く、社会資本の建設が支配的手段になりがちである。と同時に施設の大規模化、技術の高度化に伴って、管理運営から住民が排除される傾向が強い。住民が管理運営から排除されることによりますます生産と生活、自然環境の調和がはかられなくなる。その事例にはことかかないが、水利施設の面でいえば住民無視のダム建設や治水工事がかえって洪水の被害を大きくした事例は少なくない（注17）。

このように、地域の一面利用の「諸条件」としての社会資本建設が、生産、生活、自然環境の調和をうちこわし、矛盾をもたらすのである。

(3) 資本による「公共性」の論理と本質

このような「資本蓄積」の「諸条件」は、他方では「共同体における社会的生産のための諸条件」のように現象する。その場合、たとえ、その「社会資本」が建設される地域の生産、生活の調和的發展や自然環境を破壊し、住民の権利侵害をもたらしたとしても、「公共性」＝不特定多数の利益を主張するのである。しかも「利益」とは「経済的効率」のことであるとする社会資本研究者が少なくない（注18）。しかし、遠藤晃や加藤一郎が指摘するように、こうした議論は「社会資本」のもつ歴史性や権力、階級的視点を一切無視した「公共経済学」に通じるものである。

「周知のように『公共経済学』は、抽象的な個人と財のかかわりのなかから、財の便益がすべての個人にいきわたるものとして「公共財」を規定する。このような規定によって『純粋な公共財』としてあげられるものには、国防や治安などなどがはいっている」（注19）すなわち、「諸条件」における「共同社会」の範囲が全国レベルか地域かという対立に図式化され、公共性＝不特定多数の利益という形で、「地域」の方は「住民エゴイズム」として抑圧されるのである。歴史的にみて「共同社会」の「諸条件」は集落レベルの住民集団の手で作られ発展してきた。狭い範囲ではあるがそのことにより、生産、生活、自然環境の調和もはかられてきたのである。資本に「諸条件」が包摂され、資本蓄積のための「諸条件」にされるという一面利用こそが、住民にとっての「利益」（宮本憲一が言うところの『社会的効率』）を破壊するのである。空港や新幹線がもたらす「全国民的便益」は、資本にたいして最大なのであって、「全国民」が当該住民の生活権を侵害してまで「便益」を求めると決付けることはできない。

「利益」とか「便益」とかの内容も問題である。社会資本の建設によって節約される「価値」が不特定多数のものでなければならないという考え方そのものが「物神崇拜」的観念にとらわれている。ある地域に社会資本が建設されることによりその地域の地場産業や教育、文化が発展するということのなかに真の「公共性」を見出だし、資本主義的「公共性」に対置するべきであろう。このような「真の『公共性』」は資本による「社会資本」建設を契機としながらそれを乗り越えた形で実体化する。

第3節 「社会資本」における真の公共性と住民の共同性

われわれが展望すべき真の公共性とは、人間の生の営みにおける共同性を前提とし、その共同関係を個の確立にもとづいた、生産と生活、自然環境を調和的に発展させるものへと転化させたものに外ならない。だが、現実の「公共性」はその名のもとに住民生活を侵害する手段となっている。ここではこのような資本主義的「公共性」の発生と展開、住民の共同性にもとづく「真の公共性」への発展の可能性について論じる。第1に、資本主義的公共性の発生と展開、第2に、「公共性」と社会資本をめぐる権力の問題、第3に、社会資本管理主体としての住民の可能性について述べる。

(1) 資本主義的「公共性」の発生と展開

「公共性」をめぐる最近、さまざまな観点から議論が活発になされている。「公共性」は資本主義社会を基礎付け、支配の手段としての側面をもつという意味において歴史性を持つ。山本英治をはじめとする社会学者のグループによってまとめられた「公共性と共同の社会学—現代社会と共同社会形成」では共同体の歴史と「公共性」の問題を関連づけ、資本主義的「公共性」の論理が明らかにされている（注21）。すなわち、「公共性」とは人間の「生」の営みにおける共同性を前提とし、その共同関係を普遍化したものに他ならない。西欧の場合、資本主義への移行期において、私的所有にもとづいた「市民的公共性」を展望しえた。「資本主義的生産の発展過程において、Bürgerは、私的領域を公権力とは区別しながら、生活の再生産を私的領域の外へ広げ、それを公共性としてつくりだしていった。」「この段階においては、私的所有に立つ bourgeoisとしての性格と、公的な権利主体である citoyenとしての性格をあわせもつ Bürgerが、市民社会を構成し、そこに市民的公共性を形成していったのである」（注22）しかし、マルクスがすでに明らかにしているように市民社会の精神は「利己主義の領域、万人の万人に対する闘いの精神」である。そこには自ずから矛盾をはらんでいる（注23）。それら Bürgerの一部はブルジョワ階級へと変化し、その後の資本主義の展開のなかで官僚制と軍隊によって客体された公権力にもとづく政治的国家を形成する。それは市民的公共性と対立し、人間を、共同性を喪失した「私人」に追いやるなかで「公共性」を「公的領域」としての政治国家のものとしていくのである。従って、「このような国家はすでに階級的に編成されているが故に、その国家の代表する共同的利害は幻想的なものにすぎないのである」（注24）

図 2

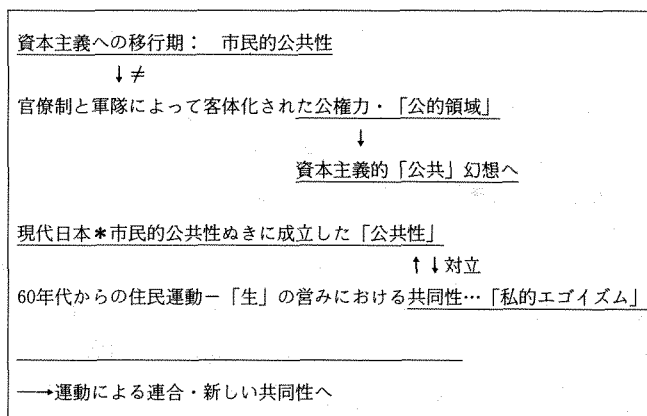


図2に示されるように日本の「公共性」は、これとはまた異なったプロセスをたどる。山本英治によればそもそも最初から「公共性」は国家に属するものとして観念され、市民的公共性を経験したことがなかったのである。民衆のなかに共同性は存在していたとしてもそれを公共性へと転化しえなかった。こうした公共性の構造は、60年代からの住民運動、すなわち「私的」生活防衛の論理と衝突する。「運動の過程において住民は『私』的なものの連合としての共同性を創り出すことにもなった」(注25)のである。都市住民における新しい共同性の可能性がここに展開されている。

「公共性」の構造に関する研究はハーバーマスをはじめとする、いく人かの研究者によって「公論」の形成の問題として深められ日本でも研究がはじめられている。ここでは十分に検討する余裕はないが(時間的にも力量的にも)青木圭介「構造転換と公共性」(注26)においてその動向を知ることができるので、簡単にふれてみたい。C・W・ミルズによれば古典民主主義の理論が前提していた公衆社会では討論をつうじて形成された意見が現存の権威秩序に対抗する行動として実現される通路が容易に見出されるが、現在の大衆社会における支配的なコミュニケーションの様式は大衆が、制度化された権威からの自立性をまったくもっていない。このような大衆が……グラシムによれば労働者階級が、みずからの意見や世界観や文化をつくりだす過程は、工場評議会などの、資本から独立した自立的な行動をつうじてすすむ。「労働者階級の自立的な協同性」のネットワークこそが求められるのだがそのためには「狭い直接的経験に閉こもる」のではなく「グローバルな視野と科学的認識を媒介とした人権概念の共有化」が必要なのである。すなわち「国民の多数にとっての社会的・長期的な利益が、公共性(公論)として再建されるための条件」として「労働者階級の自立的な協同性のネットワークが、社会の資源としての科学的知識・経験・文化・情報などのストックを共有し、それらの共同資産を運用する力量を公共部門や協同組合の専門家との交流を通じてつくりだすこと」が求められるのである。

いうまでもなく社会資本を媒介とする住民の共同組織はこの様な「公論」形成のための物質的な条件となりうる。なぜならば第1に社会資本形成によって実現される生活内容(広義)それ自体が社会的効率=真の公共性を問われるなかで普遍性を持つからであり、第2に社会資本の形成は専門労働の形成を伴いそのことにより住民の「論」が一層科学性をますからである。

だが、現実には「経済的効率」が問われ専門労働は官僚制の一端を担う形で住民にたいして権力としてたちあらわれる。「古典的な民主主義」すなわち市民的公共性を経験していない日本の場合、この権力に対抗する論理は無媒介には出てこない。自らの生活と生命を守り発展させるとりくみのなかでこうした論理はうみだされるのである。そこでつぎに「権力」の開題をみていこう。

(2) 権力—資本主義的「公共性」の基盤—の克服における課題

前述のように資本主義的「公共性」は国家権力を基盤としている。権力とは今日では単なる政治的権力のみではない。共同の職務はそれ自体が権力の側面を持つが、今日ではそれは人々の日常生活までおよび「権力の著しい分節化」を示し「すでに総体的=全体的姿態を表現している」(注27)。だからグラシムが提起したように「政治の分野での機動戦((および正面攻撃))から陣地戦への移行」(注28)のなかで人々の生産・生活の諸条件をになう社会資本は重要な部分をなす。住民が社会資本における管理運営の主体となること、それ自体が新しい社会の形成を可能にする権力の一つであるのだ。

重森暁編集の「共同と人間発達の地域づくり」(注29)には住民がそれぞれの地域における社会資本の管理主体となったり、地域の共同業務を担い、しかも自主的に連絡組織をつくることに

よって自治体にたいする発言力ができ、自治体のほうもこれを見做することができなくなる事例が紹介されている。金も政治的権力もない住民が「新しい社会の形成を可能にする権力」をもつことができるのは地域における生産と生活をめぐる諸組織において運営の主体となることである。けれど、そうした組織には政治的権力や地域ボスの古い形の「権力」が絡むこともすくなくない。とくに農村ではそうした傾向が強く創意的な生産活動の桎梏となる場合もある。その1つ1つの場が住民の側への権力獲得の場といえるだろう。すなわち、そのような諸組織においてだれが「ヘゲモニー」をにぎるのか、そうしたことが「権力」を獲得する「陣地戦」となるのである。その場合、「住民」とはどんな階層の、どういう力を持った人々をさすのかが問題となろう。

(3) 公共性の要としての住民生活

住民とは池上淳によれば「家族を基本単位とし、地域に居住するという事実にもとづいて社会的な関係をもつ集団」である。資本主義の発展に伴い、「大資産家家族」、「中小所有者家族」「労働者家族」と分化し「大資産家家族は、大邸宅と別荘、旅行の日常化によって地域における居住から自由になるのにたいして、中小所有者家族と労働者家族は労働と生活の場として日常的に地域における居住を必要とし、住民とよぶにふさわしい存在となる。」¹⁾しかも「労働と生活の組織((民主主義的に中央集権化された組織に支えられた))」によって「地域を単位として集団化された中小生産者と労働者階級」こそが「住民」である、とされる(注30)。そのような住民とは、どういう社会をつくる主体であるのか。周知のとおりマルクスは要綱において人類史を三段階に区分する。

[第1段階] 人格的依存関係→身分的な関係が諸個人を支配。人格的従属……即自的な共同態
(ゲマインシャフト)

[第2段階] 物象的依存関係→交換を通じてだれもがすこしづつ依存。人格的平等……集合態(ゲゼルシャフト)

[第3段階] 諸個人の普遍的な発展と社会の発展が統一する段階→諸個人が社会的存在そのものでありかつ、主体的である。……対自的な共同態(ゲマインシャフト)

言うまでもなく、第2段階では第3段階の準備がなされるのであるが、問題なのはその「準備」の内容と方向性である。マルクスによれば機械制大工業の段階における労働過程の直接的に社会的な関連が「全体的に発達した個人」を産むとしている(注31)。労働過程において鍛えられた規律性・集団性が「対自的なゲマインシャフト」を形成する力となるはずであった。だが、現実には、そうした関係のもとに置かれているはずの大企業労働者は資本による差別と分断のもとで「集団性」をなくしている。その一方で中小生産者や主婦の地域・生活・教育を基盤とした集団的なとりくみと共同性の進展には著しいものがある。むしろ、保育所や児童文庫運動などにみられるように、資本に包摂されていないところの共同消費手段を媒介とした社会関係こそが「普遍的に発達した諸個人」による協同をもたらし、それが「社会分業的なゲマインシャフト」(対自的なゲマインシャフト)の萌芽として前進している側面もある。そうしたなかで大企業労働者よりも中小生産者や生活過程(狭義)における運動に展望を見出す研究者も少なくない。だが、社会的生産の中核部分を担い、生産技術の最高の部分をもつ大企業労働者抜きで「対自的共同態」を作ることはできない。ヨーロッパ諸国のなかには、例えばフランスのように労働組合として地域政策をもつ力量を有するところもある。その意味で大企業労働者のもつ力をもっと位置づけて研究する必要がある。そのようなとりくみの1つとして位置付けてよいのかどうかかわからないが、古城利明は労働過程における現実の問題を次のようにとらえる。「現実においては、労働過程に

における直接的に社会的な関連は、依然として資本の支配の下に包摂されているかにみえる。…中略…ここで、われわれは、たえず変革される『技術的必然』の高度の発達の中で、労働過程における共同的な関連が質的な変化を迫られていることに注目したい。」すなわち、オートメ化などにより直接的労働が減少し、協業一分業的なゲマインシャフト的関連は個別的な労働過程ではあらわれにくくなるが他方では「普遍的労働」（装置の設計、創造等）の増大によって、「労働過程における直接的に社会的な関連は、普遍的な意識によって支えられるようになる。」だから、協業一分業的なゲマインシャフト的関連の問題は個別的な労働過程あるいは経営内から全社会的な規模に拡大せざるをえないというのである（注32）。しかし、そのことにより労働者の主体形成がどのような方向へ向かうのかという肝腎の点がまだ明らかになっていないように思う。資本のもとで分断されながらも労働者のなかに、どういう形の共同性とそれにもとづく力が形づくられているのか、この問題は直接には本論文の課題ではないが今後も研究されるべき重要な課題と思われる。

これに対し、住民生活をめぐる諸関係のほうはもうすこし目に見える形で展開している。保育所や親子劇場、地域生協運動などの発展はめざましい。こうした運動は公務労働等の地域の共同業務的な労働と結びついたり、農業や商工業者などの地場産業の担いと結びつくことにより地域の自治体変革の運動につながる可能性をもつ。こうした運動の中心となるのはもちろん公務労働者や自治体労働者や労働組合に所属する労働者である。このような動きを重森暁らは「自治体改革への陣地戦」（注33）としてとらえる。ここでの「住民生活」は労働と生活の両方を含み、それらを統一的に発展させる方向性を含んでいる。大企業労働者の位置付けが現状では明確になっていない、というよりは明確にしうる現状にないのかもしれないが、大企業労働者の「普遍的労働」にもとづく、企業のワクをこえた「普遍的意識」を、こうした「陣地戦」のなかに位置付ける必要がある。大企業労働者ほど「労働と生活の分離」と「地域の一面利用」を強制されている存在はなく、そうした彼等が労働と生活を統一的にとらえる「住民生活」をつくる主体となることは非常に難しいが、しかし彼等抜きに「陣地戦」を戦い抜くことも出来ない。

さて、そのような「住民生活」をめぐる共同関係の要となるのが、地域の社会資本である。交通機関などの社会資本それ自体も大工業に適合するものに編成替えされる。国家独占段階になるとこの編成替えは農村地域までおよぶ。この過程は「諸条件」の資本蓄積条件への転化である。同時に住民生活を広域化するとともに狭い範囲の共同性を打壊すが、より高い内容の生活を実現し全国レベルでの「共同性」（＝公共性の実体になりうるもの）を実現する物質的条件となる。重森暁は池上淳による社会資本の特徴付けにそって「諸条件」を地域住民のために「何を土台にすることができるのか」を次のように整理している（注34）。

- (1) 産業にとっての先導性、基盤性→局地的・閉鎖的な経営単位をますます単一の中心
社会資本の国独資的展開 — （独占的的巨大企業）に従属させる手段。

（住民にとっての土台） →人工のプロレタリア化と全国的交流、経済を全社会的・計画的に組織するための前提条件、高い技術水準

- (2) 土地への固定性
社会資本の国家的独占形態
（住民にとっての土台） →都市と農村の対立
→土地（水）の利用のより高い技術水準が地域住民の民主的

管理のもとにおかれるに従って、都市と農村を結び、地域間の対立を克服するための物質的基礎を提供することになる。

- (3) 「固定資本の特殊な形」としての特性
- 公的資本（国家財政）と私的資金（民間資本を一つに融合して、社会の全生産過程と生活過程を管理する手段
 - （住民にとっての土台） → 社会資本、社会資本管理労働は社会全体の生産・生活、統治の一般的諸条件を作り出すことによって「生産力のこの普遍的な発展とともに はじめて人間の普遍的な交通」に物質的基礎を与え、社会全体と地域社会の労働する住民自身による自主的・民主的管理の可能性をもうみ出さずにおかない。

ここでは住民による地域管理のみならず社会管理への展望が示されている（注35）。しかしその場合でも基礎となるのは地域である。その足がかりとして社会資本をめぐる上記の3点が位置づけられるのである。すなわち、地域住民は第1に自らの地域の社会資本を全国的な視野から見ざるを得なくなる。その場合、地域住民のなかに労働者層が増大しつつあることは重要である。第2に、土地と水の利用におけるより高い水準とそれにかかわる専門労働者の増大は地域の社会資本を生産・生活・自然環境を調和的に発展させ、しかも地域エゴイズムに陥らないための物質的基盤となる。第3に、「公的資本」と「私的資本」の融合は新しい形の所有形態を産みだし、資本主義社会の止揚を展望する契機として位置づけることができる（注36）。

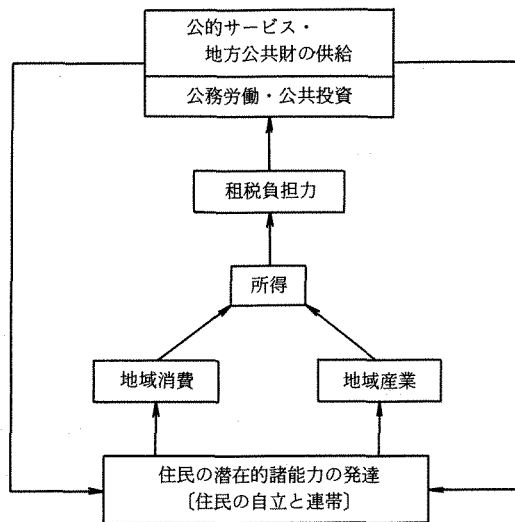
こうした「土台」に基づいて「公共性」の内容を見ていくとき「経済的効率」ではなく「社会的効率」を問題にすべきことは前述したが、その指標を「人間発達」に置くとするのは重森暁である。その指標はつぎの3点である。すなわち①人間の発達を規定する安定した人間的労働の機会が、地域の人々にどれだけ保障されているか。②人間の消費生活の発達水準。「物質的豊かさ」だけでなく、個々の家族とその成員の自立の度合いと、地域における諸家族の共同と連帯の水準。③人間と自然との正常な物質的循環、ということである。土と水と緑を中心とする自然環境が保全されているか、災害へのそなえができていないか、清掃や廃棄物の処理がうまくいっているかなど。（注37）この3点は生産、生活、自然環境のそれぞれの面からのべられている。なにをもって「発達」の指標とするかその内容論が問題になるがとりあえず「価値的視点」からの脱皮によって生活や人間発達の方から生産をとらえかえそうという試みがここにはある。「価値」の問題はここでは図3に示されるように租税をどう運用するかという諸能力の内容論にとりこまれる。「住民生活」の発達、それも生産、生活、自然環境のそれぞれの面にわたる発達が真の「公共性」であると、ここではとらえられる。

生産、生活、自然環境のそれぞれの面を結ぶものは住民生活そのものである。「住民生活は作業場内の協業・分業、社会内の協業・分業とが切り結ぶ接点において、いわば両者を媒介する地位になっている」（注38）。しかし、資本の運動は労働過程と生活過程を分断し、生活過程を個々の家庭毎に分断する。同時にその過程は労働と生活の社会化にもとづいて、社会資本を形成するのでそれを媒介とした協業——社会的分業関係が成立する可能性をもたらす。生活や自然環境に

かかわる専門労働者がうまれ住民が彼等とかかわるなかでより高い生活内容を実現し、広い視野を得る。こうした共同的な、しかも地域を基礎として全国的にも結付いた「社会関係」は「普遍的に発達した個人」をうみだす。「地域エゴイズム」を真の「公共性」を高める契機がここにはある（注39）。真の「公共性」の要はそれ故に「住民」である。

社会資本を媒介とした社会関係をみるためには、その地域の歴史がもたらす諸関係を踏まえなければならない。とくに農村ではそうしたことが考慮されなければならないであろう。

図3 社会的効率による民主主義的共同の再生



出所：重森暁編「共同と人間発達の地域づくり」（自治体研究社）

第二章 現段階における農業水利の課題

「社会資本」が問題となる資本主義以前から、日本の農業水利は長い歴史と独特の特徴を持っている。小河川の多い日本では水利組織は強大な権力ではなく、分散化された権力と農村社会の水利秩序における自治的性格の根拠となった（注40）。明治維新以後の近代化の過程を通して国家の介入がなされるがそこでも個別の集落における水利秩序を無視することはできなかった。だが、生産力的にみればこの段階の、「集団的な水利利用の構造」は個別農家における生産力発展の桎梏であった。戦後の過程で用排水システムが高度化し、水管理の個別化が可能となってくる。それと同時に国家権力の水利利用にたいする関与が強まってくるのである。小農としての個別的生産力発展を土台としながら現段階において新たな地域的・集団的課題に直面している。ここでは、国家による戦後の土地改良事業の展開の個別的生産力発展を概観し（第1節）、国家の「地域開発」政策における農業水利の位置付けを確認したうえで（第2節）水田利用再編政策を明らかにする（第3節）。

第1節 土地改良事業と小農における個別的生産力の発展

稲作農民にとって土地改良の問題は直接に生産力を規定する。この問題にかかわって永田恵十郎は明治以降の土地改良事業を大きく4つにわけ、戦後の過程を第3期と第4期にわけている（注41）。第3期は、土地改良法の制定（1945年から1950年）後半まで、第4期を農業基本法制定（1961年）から現在まで、としている。第3期は用排水改良事業中心であり、この期に戦後段階におけ

る小農技術形成の基礎が築かれた。第4期は、大規模な用排水事業も行われるが圃場整備が土地改良の中心部分を構成するようになった。第3期までは用排水改良による豊度増進的土地改良投資であるが、第4期は1区画30a以上とするなど、省力的な農業機械化をめざし農業経営の大規模化をはかるものであった(注42)。土地改良事業の費用は、国家投資によってなされるとはいえ、あくまで「補助金」であり、20～25%の地元負担をまぬかれることはできない。すなわち使用価値的にみても、大型機械の導入を前提としているという点で分解促進的であり、価値的にみても事業費の負担が重くのしかかるという意味で(例えば30a以上区画、用排水分離等の事業を行うと最近では1反当りの償還額は1万～2万円位の額となり、かりに10ha持っていれば年間100万～200万円にもなる。)やはり階層分解を促進する傾向がある。

さらに特徴的なこととして、用排水分離システムの高度化と管理の個別化の促進である。水量自動調節機能をもつ頭首工、隣などからのかけながしの解消による独立取水、揚水機の設置による配分の簡素化により、水を利用する農民が昔ほど緊密な連絡体制と、とりきめがなくても水管理ができるようになった。このような水利用の個別化は個別農家の生産力を著しく上げ、水管理の簡素化によって兼業にでやすくなるなど農家の性格を多様化させる上でも一定の役割を果たした。

このように水を利用する農家の側が個別化、多様化する一方で、農業用水を統括する機構のほうは大規模化、画一化していった。例えば北海道では戦後、土地改良法に基づく土地改良区が作られる際、それまでは集落単位の「face to face」集団であったような小さな土功組合がいくつか統合したり、沢水を利用していただく小規模の水利組合を吸収した。施設の大規模化に伴って専門職員も配置され、土地改良区の日常的な運営はこの職員と組合員のなかから選出された理事等によって行われるようになる。事業を行う際など、国や道と交渉する場面も増え、一般組合員が運営に日常的にかかわるのがむずかしくなってきたのである。戦前から水利の権限をもつ農家は地域におけるボス的な存在であることが多かったが、戦後もそうした構造を引きついで、理事などの共同の職務を通じて政治的な権力を持つものも現われた(注43)。

他方、小農としての生産力発展と階層の多様化は水にたいする要求の高さと多様化をもたらした。例えば北海道においては冷害をさけるための深水の技術、機械化の進展による用水量の増大(代かき、田植えが短期間になされるので)転作を契機とした排水設備の要求等、新たな課題に直面するなかで画一的な運営や事業内容と対立する局面も産まれてきている。

第2節 水資源の独占と農業水利

戦後の高度経済成長と「地域開発政策」は水資源にたいする大きな需要をうみだした。その多くは巨大工業の工業用水や水力発電につかわれるものであった。また都市への過剰な人口の集中は都市用水の需要も増大させた。「水」は地域の生産、生活、自然環境と結びついたものであり、それを利用するための「水利施設」はそれぞれの地域の生産、生活手段である。「開発」という名のもとに作られたダム等がしばしば地域の生産、生活、自然環境と対立、矛盾を引起こしてきたのは周知のとおりである。重森暁は水を「地域共同社会の一般的条件」と規定した上で独占段階における多目的ダムの出現は工業用水生産の優位のもとに統合される可能性をうみだす、とする(注44)。それは水が、金融資本による生産と生活の支配の手段としての水資源に転化させられていく過程だというのである。

他方、農業水利行政はこのような工業優先、農業軽視の政策に対し苦悩しながらも、それを「予件」としなければならなかった。永田恵十郎によれば、昭和45年8月に出された「都市化過程に

における農業水利—中間とりまとめ—」において農業水利行政はつぎのように述べている。「他産業の水利用が増大していく際、農業水利との調整が行われるということは、好むと好まざるにかかわらず必然の勢いである。」「この過程を計画的に整序を与えて処理することが結局は農業のなしくずし的な衰退を防ぎ、農業水利の秩序を維持するために必要である。」こうして「農業水利行政は水利施設の更新により生み出される余剰農業用水の都市用水への転用を目的とする農業用水合理化対策事業を47年度から発足させた」のであり「この年の土地改良法の一部改正では、基幹農業水利施設を他種水利と共有する制度が設けられ、余剰農業用水の転用を円滑にする道も開かれたのである」(注45)。農業水利が工業用水に対して下位におかれた位置付けにあまざることを通して農業水利を守ろうとする立場を農業水利行政はとらざるをえなかったのである。

これまで、発電、農業、工業、の各々の用水生産は個別的行われ、ときには互いに競合するということもあった。それを工業優位に再編統合しようというのが「水資源開発」の中身といえよう。水利施設そのものが他産業や生活にも使われる社会資本としての公共性がここで問われているのであるが、その中身を工業優先とするのか、それとも地域の生産、生活、自然環境を統一的に発展させるものとするのかという点に対抗点がある。工業優先の政策に対抗することのできるのは、地域において生産・生活を自然のなかで営んできた農村住民による水管理主体としての成長である。そこでつぎにこの農村住民が水利施設をめぐる現在どのような問題をかかえているのかをみていきたい。

第3節 水田利用再編と農業水利の課題

第1節において技術の高度化が末端水利施設の維持管理の個別化をもたらしたと述べたが、個別化の要因はそれだけではない。階層分解による兼業農家の増大、集落機能の崩壊が、集団としての維持管理機能を失わせてきているのである。それは、たとえば「用排水路の一斉共同作業による草刈り、清掃」を「全戸出役」で実施する集落は80年で65%に減っていることに端的に示される(注46)。その一方で中枢部分の維持管理はもちろん末端に近いポンプなどの管理まで土地改良区の職員や委託にまかされるところが増えている。技術の高度化にともなう専門化という意味では「進歩的」側面もあろうが維持管理の主体たるべき農民が「水管理主体」としての性格を弱めてきている現状である。ところが、水田利用再編のもとで、水管理に関わって「個別的水利用」ではすまない問題が出てきているのである。

1970年から始まった水田転作はますます強化され、1978年には「水田利用再編」政策として単なる「一時避難」ではすまされない形で転作が強化される。とくに北海道は本州よりも高い転作率を割合てられている。4～5割の転作を恒常的に行うとなると5畝前後の小規模農家では経営が成立たなくなる。地域によっては大規模農家が転作を多くしたりあるいは全面転作する農家と調整するなどの取組みをしているが基本的には各農家がそれぞれの経営内で転作割当てをうけている。水田を転作畑にするためにはつぎのことが必要である。①みずはけを良くするための土地改良——暗渠排水、客土 ②用水を流すための明渠排水 ③さらに、転作を将来もつづけるためには地力維持のために田畑輪換しなければならない。そのためには「汎用水田」化によって圃場ごとに用排水を分離しなければならない。各地域でそれぞれにとりくんでいるがいろいろな問題が出てきている。

水田転作による水利体系の最大の問題は、排水量が増えることである。それだけでなく「最近では、各地区ごとに圃場排水の整備に伴って下流域の湛水被害がクローズアップされつつあり、広域的視点に立った排水計画の必要が叫ばれている。」(注47)のである。河川から灌漑していると

ころでは地域の治水問題と関わって地域排水の見直しが必要となっている。2番目に問題となるのは水田と転作畑が隣接することによる湿害の問題である。いうまでもなく畑は湿気をきらう。現状では個別経営ごとに転作畑を作るため隣の家とトラブルが起きたりする。どう改良しても畑にできない圃場もあり地域農業の方向ともかかわって農民の自治能力が問われる問題である。3番目に問題なのは水利費である。転作畑に用水は必要でないが、それが各農家ごとにあるため水をとめるわけにはいかず、賦課金は転作畑の分も支払わなければならない。土地改良区の経営も困難になっていくだろう。4番目に問題となるのは圃場整備事業に伴うものである。汎用水田にするためには一般的には圃場整備事業が必要である。ところがこれには10年位の期間を要するため農業情勢の変化に対応して事業内容をかえることが時として必要になる事が少なくない。しかし、行政の対応は概して硬直的なので終わってみると、その地域でめざす方向に合っていなかったりする。また水路を装工するために地下への浸透が減り、井戸水が枯れるなど生活への影響がでることもある。

このように、「水田利用再編」を契機に農民同士の問題、農業水利と生活、環境との関わり、行政と農民との関係の問題、土地改良区の運営問題と、多岐にわたる、しかもどれも「社会資本」をめぐる議論で問題となることが、ここでも問題となっているのである。

第3章 水利施設の「社会資本化」と新しい水管理主体

第2章で見てきたように長い歴史を持ち、集落の生産生活にとけこんできた農業水利も大きな変化をとげてきた。この変化は農業経営の側から、すなわち生産手段としてだけからはとらえることはできない(注48)。この章ではこの変化を水利施設の「社会資本化」としてみていく(第1節) つぎに「社会資本」としてみた場合の「公共性」の水利施設における特質をふまえたうえで(第2節) 管理主体と権力の問題を明らかにし、新しい「水管理主体」の形成を展望する(第3節)。

第1節 公共投資と水利用の社会化・水利施設の「社会資本化」

農業水利施設は古くから地域の自然にとけこみながら地域住民の生産生活条件であった。だがそれは、狭い集落の範囲における「農民を主とする小生産者の水資源に対する直接的な支配・管理」(注49)ともいえる。しかも非常にしばしば権限が土地の有力者に握られ農家の個別的生産力の発展が妨げられてきた。公共投資による土地改良事業はこのような条件をどのように変化させるのであろうか。

大規模な水利施設が建設されることと高度な技術の利用、専門職員の配置は「水利用の社会化」と個別的生産力発展の物質的基盤となる。すなわち、技術の高度化は個別管理の可能性を高める。同時に利用と管理の範囲は広域化し組織化され、他産業や都市用水にも拡大されるのである。都市の社会資本とおなじように農業水利においても「個別化と社会化」の同時進行が起こるのである。

それでは農業水利のばあいどのようなしかたで「資本蓄積」の手段となるのであろうか。ひとつは第2章で述べたように水利用、水資源開発は工業優先で行われ「水資源の独占」が地域の地場産業や環境の破壊をもたらすこともまれではない。ふたつめには、仮に農業基盤整備のために投資がなされたとしても、それは「小農制に照応した零細分散錯圃を可能な限り止揚し、新たな土地・水管理の条件をつくりだし、農業機械利用体系の導入によって農業生産力構造の変革をはかりつつ、省力化すなわち農業の潜在的過剰人口の顕在化を促進しようとするものにほかならな

かった」(注50)。すなわち資本にとって農民の質労働者化が資本蓄積にかかせないということである。みつつめに問題となるのはこうした事業をつうじて地域における水利用に国家の支配が貫徹することである。その支配の方法は資金誘導のみならず、土地改良区などの専門職員を通じて日常的に確保される。

こうした過程を通して水利施設が「国家的土地資本」と化すなかで国家を介して「資本蓄積の手段」となるのである。だがこの過程は同時に水利施設を「農民を主とする小生産者の水資源に対する直接的な支配・管理」から解放し水利用の社会化を促す。地域の水利施設がひとり農業生産のためでなく工業用水、飲料水にも利用され、治水、排水の問題も生活との関連ぬきにできなくなっている。かつて農民が農業用水を飲料にも使い排水もみずから管理していたときには、当該地域の農民自身が生産、生活、自然環境の統一をはかる主体となりえた。しかし水利施設が大規模化、高度化するなかで利用が他階層、他地域におよび、生産、生活、自然環境と水のかかわりを管理する体制も分化した。これは一面では水利用の社会化である。だが農民の管理領域は著しく制限され、同時に生産、生活、自然環境の統一をはかる主体としての性格も失う。全体的な管理は国家の手にゆだねられるが、国家はこれを資本蓄積の手段とするため生産、生活、自然環境の統一をはかる主体にはなりえないのである。

しかし統一をはからなければたちまち矛盾が露呈する。水は本来公共的なものだからである。その中身についてつぎにみていこう。

第2節 水利施設における公共性の特質

農業水利施設の公共性が社会資本一般のそれに解消できないのは、農民の私的利益につながる側面を持つからである。この問題について農業経済学者は様々な角度から研究を進めているが、代表的な論者を三人とりあげよう。

堀口健治は「水の使用価値としての特性、すなわち連担性、相互関連の性格を持ちある一定の地域の広がりのでなかで管理しなければ、治水も利水もできない。」「この矛盾、すなわち水利用の個別的な性格と水そのものの社会的性格・公共性は個別の資本、個別の土地所有者では解決できない。」としてここに国家投資の必然性をみる。また、社会資本の特質として「資本の収益が社会全体に帰属する。」(＝公共性)を挙げ、私的利益性をもたらす水利施設＝土地資本の土地所有者に対する無償の提供は「資本投下→総供給量の増加→市場価格の引下げ」をもたらすという迂回的方法で「国民経済に貢献する」としている。農業水利の場合、私的土地所有が存在するために土地改良事業の成果である土地資本を土地所有者が無償で受取ってしまうのである。従って「『受益者負担』の要求が総資本から、また租税負担者である質労働階級から出てこざるを得ないのである。」ここでは土地の私的所有の克服＝国有化が真の公共性の回復への道として展望されている(注51)。

長年水利の研究を続けて先頃永眠された故玉城哲氏は農業水利には私的、共的、公的部分があり、それらは相互に重なっている部分があることを指摘した。さらに「市場関係にはいりこまない部分」を共同体の問題として重要視する。日本の場合、公＝オカミという意識がまだあり歴史的にも公＝オカミ対農民の共同という図式で闘われてきた。ここでは共的部分が私と公をつなぎ農民の主体性をまもり発展させる要としてとらえられている(注52)。

永田恵十郎は農業水利の大規模化システム化に注目し、基幹施設は社会資本、末端施設は経営資本ととらえる。この2つは異質のものであるが例えば「1畝の水田が2000トンの保水力を持つこ

とが洪水対策に利用できる。」というように全体として体系をもつことを指摘する。また、集落の崩壊に伴う「水管理主体」が危機に直面している状況のなかで、新しい水管理主体として地域における実質的な生産の主体である生産組織に注目している（注53）。

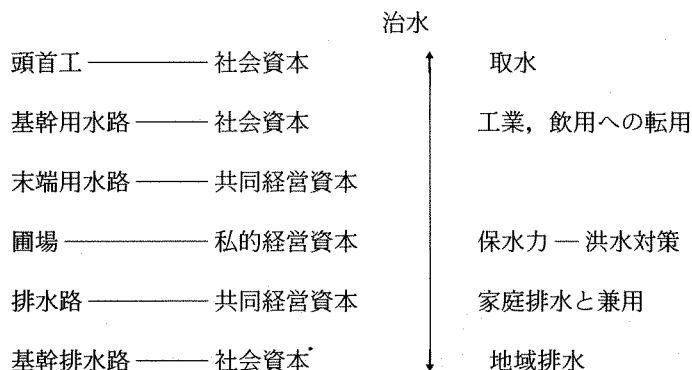
私は前述のように公共性をつぎのようにとらえる。

資本主義的公共性＝不特定多数の“利益”…じつは公共幻想

↑↓ これを克服するものとして

真の公共性＝地域の生産、生活、自然環境を条展させる、住民の共同性に基づいた共同の利益が単なる住民エゴイズムを乗越えたもの。…社会全体の真の利益と一致

この視点からすると「社会全体の利益」でなければ「社会資本」ではないとする堀口の見解は「資本の論理」に乗っているようにもみえる。だが、私的資本といえどもそれによって、総供給量の増加→市場価格の引下げ、という形で社会全体の利益に貢献しうることが明確にした点、さらに私的土地所有の克服こそが重要であることを明らかにした点において正しい指摘がなされているともいえる。玉城の見解は農民の共同性をこそ基礎にしなければならないことを指摘した点において重要である。だが「水利用の社会化」の農業水利の社会資本化に直面する現在「共同性」がオカミ＝公と闘いながら、「真の公共性」にいかにか高まるかが課題となろう。永田恵十郎は地域の水利施設全体が体系を持つことを指摘したが、これは私的な経営資本であっても体系のなかで公共性を持つことを意味している。図示すると下記のようなだろう。即ち頭首工や



基幹用水路、基幹排水路は文字道理の社会資本だがそのほかの、共同経営資本、私的経営資本の部分も体系としてみれば地域の治水などに一定の役割をはたしている。その意味で、地域の水利体系全体を社会資本的視点で見直すことがいま問われているのである。その場合、共同経営資本、私的経営資本としての水利において農家の個別経営や地域農業の課題からみて、なにが問われているのかをまづ問題とすべきである。これは農村住民の生産者の側面である。つぎに、そこで示される課題と方向が生活や自然環境とどのように関わっているのかを明確にしなければならない。これは農村住民の生活者の面である。

この様にみえてくると、あたかも農村住民においては生産、生活、自然環境が統一的にとらえられているようであるが実際は（歴史的過程のなかで）分断されており、それどころか、生産の主体である農民が管理主体でなくなる事態も生れてきている。この問題を解くためには管理主体と

権力の関係をみていかなければならない。

第3節 管理主体と権力の問題

戦前の、とりわけ府県の水利組合においては水利権が土地の有力者に握られており、場合によっては国家権力さえも介入できないところもあった。北海道の土功組合のばあいはそれぞれの地域によって異なるが、土功組合法の制定以後、政策的に作られたものが多い。しかし、いずれの場合も日常の管理運営は集落単位の組織によって行われていた。戦後、土地改良法が制定され北海道の場合でいえば小さな土功組合などが再編統合される。また、近年、技術の高度化にともない専門職員、職員集団が実権をにぎる可能性も増大している。その一方で、管理主体としての集落自体が崩壊の危機に瀕している。このような現状のなかで研究者の間でも管理主体の問題が取上げられている。主な論者を三人取上げてみよう。

玉城哲は次のようにのべる。水利をめぐる権力は日本の場合小河川が多いため地域的に分散しムラと結びついている。だがムラが壊れることにより、水を通じたタテの管理と権力（国家）が強まる可能性が出てくる。（農民の主体性を守るために）管理体制は基幹と末端を分けるべきだ、というのである。また、永田恵十郎は基幹施設においては農業関係者のみならず当該地域において水を利用する関係者で「地域用水管理調整システム」を作り、末端施設においては「営農用水管理システム」を営農主体が直接参加できるかたちで作るべきだとしている。さらに佐藤俊郎は最近の管理運営における民間委託の傾向にふれ、（社会資本一般についてもいえる）利水者と管理者の分離を問題にする。（利水者が主体となって）農業用水を中心とした地域用水を、地域主義をいれて維持すべきであると主張する（注54）。

永田恵十郎も指摘しているように、農業経営の内容が多様化している現在、「営農主体」が管理運営に直接参加することが問われている。その場合、技術の高度化による専門職員の位置付けが問題となる。彼等が国家のがわに立つのかそれとも農民のがわに立つのかが問われている。現実には国家の官僚機構に組込まれているばあが多い。また、基幹施設の管理に農民が参加するためには末端組織どうしの連帯が必要となろう。さらに、永田の言うように、農業用水、工業用水、上水道などの水利用関係者が相互に連絡を取合うことが必要である。水利体系全体をみれば、治水、排水、自然環境も含めた統一的な管理が求められる。だが、この面でも現実には図に示されるように管理主体がバラバラに専門化しているために、例えば建設省による治水工事が農業用水の取水に困難をもたらすなどの事態がおきるのである。技術の高度化や専門職員の配置はそれ自体としてみれば、より高い次元でより広い視野で水管理を行なえる、「住民エゴイズム」を乗り越えるための物質的基盤となる。統一的な管理の要となるのはまさに地域で生産と生活を営む「住民」であり、住民の側から専門労働者を「利用」しなければならない。

ここでの課題は第1に農民が営農主体として、水管理に関わることである。だがそれだけでは充分ではない。かつて、直接生産者として生産、生活、自然環境の統一をはかる主体であった頃の『主体』とは自分に関わる狭い範囲内（集落など）の共同性に基づくものであってそれはしばしば「水争い」などに示されるような住民エゴイズムに変質した。しかし、小商品生産者としての農民はもはや生産、生活、自然環境の統一をはかる主体ではない。生活と生産の社会化や地域開発の進行を背景として各分野の問題は全国的な広がりを見せると同時に専門化した。必然的に地域に出現した専門労働者をも含めた農村住民（注55）こそがその主体となりうる。農民自身も生産、生活、自然環境を区別しながら独自に、しかも調和的に発展させる農村住民として成長す

ることが課題である。そのためには、営農主体としてのヨコの連帯（末端組織どうし）を基礎とした基幹組織への対応のみならず生活や、自然環境を守る独自のとりくみ（農民自身が取組むことを含めて）との連帯も視野にいれなければならない。

施設の管理運営と権力の関係は地域によってかなり多様であるから地元の有力者と国家権力の関係、共同業務を担う専門職員と組合員農家の民主的関係の成立、農民間における営農主体の形成の内実、農村住民の階層構成と主体的力量などが具体的内容を伴って展開されることが重要である。とくに農業における社会資本投資は「市場メカニズムの原理をこえて政治過程に強く依存しながら投資され、地域農業や地方農林行政に大きな影響をあたえていく」（注56）傾向がある。しかもそれは単純な過程でなく、たとえ、地元有力者の「政治力」が社会資本建設に決定的な力を持っているとしても「地域農業や農民との合意形成力の強弱によって大きく経済効果が異なってくるように思われる。」（経済的效果だけではない。生活、その他の領域についてもいえる。）のである。

第4章 地域住民の特質と水管理主体の到達点 —— 北海道のいくつかの事例 ——

農村社会資本、とくに農業水利はそれぞれの地域により、農民の共同性や権力の所在において、歴史性と特質があり「農村住民」としての力量も多様である。従って、水管理主体としての発展の道筋も一様ではない。現状分析においてもそれをふまえる必要がある。まず第1に水利施設の歴史的定住をみる必要がある。北海道の農業水利の場合100年の歴史しかないがそれでもいくつかの画期と地域性がある。七戸長生によればこの画期は4つにわけられる。すなわち①沢水利用、掘り抜き井戸の利用の形の小規模・零細な私的利水、②一定の地区的なまとまりをもった「申し合わせ」的な共同利水、③北海道の拓殖政策とも密接な関連をもって展開した「土功組合」による広域利水、④戦後の「土地改良区によって一段とシステム化の進んだ利水」（注57）この4つの画期を必ず経るというわけではなく、北海道の場合は①②が部分的に実施されていたところに行政的に「土功組合」がつくられる事により造田されたり、現在でも①②の方式でやっているところもある。「土功組合」が作られる経過も様々である。集落住民の団結と意思統一に基づいてつくられ、維持管理も集落の力でやってきた所もあれば、かなり行政主導形で作ったところもある。それは管理主体の性格にも大きくかかわる。

そこで第2に管理主体をみるうえで必要となるのは北海道の場合、集落形成史である。開拓当初から団体入殖し生産・生活のための諸条件—社会資本を集落の力で作りあげてきた集落と、住民の流動性が激しく、住民が個々バラバラに入殖してきてできた集落との違いが水管理主体としての性格にも大きく影響する。とくに戦後は集落住民の「維持管理」労働が社会化、専門化してきた。この過程で管理主体としての性格が弱くなる例もみられる。その一方でこれらの労働はコスト化し農民経営を圧迫することもある。

第3に個別的生産力の発展にとっての水利の問題である。水田利用再編下の地域農業をどのような方向で進めるのかという問題が水利の在り方とかかわる。個々の経営に合わせた多様な展開を含んだ集団的發展をどのように保障するのが問われる。この問題には階層差による課題の違いを含み、夫々の経営が發展するような内実を伴った土地改良区の民主的運営が問われる。

第4に農業水利の問題が生活や自然環境とどのようにかわり、生産、生活、自然環境を調和的に發展させるためにはどうしたらよいかという問題である。これは1、2、3の問題をふまえてはじめてでてくることである。これは管理内容論に関わることである。水利施設に限らず社会

資本管理論として基本（管理の目的）となるのは生産、生活、自然環境の調和的発展である。そのための手段（管理内容）として、管理労働論と価値論が位置付けられるのであって、決して逆ではない（注58）。もちろん、管理内容の分析にあたって使用価値と価値（経済学的）の視点は有効であろう。例えば社会資本形成を住民における共同資産の形成としてとらえる場合、個々の、労働・生活過程との関連を分析するときこの視点が必要となる。しかし、そのばあいでも、生産、生活、自然環境の調和的発展が、素材的な具体性（注59）をもって展望されていなければならない。

ここでは北大社会教育研究室で調査を行った、3つのそれぞれ特色のある地域を比較しながら水管理主体の多様な在り方を簡単にみていこう（注60）。

A 集落は道北の北限稲作地帯 N 市の集落であり、N 市では早くから開拓が行われたところである。離農による戸数減少の他は住民の移動も少なく、開拓当時から（明治後半）つづいている家がほとんどである。自作農の団体入殖によってできた集落であり、小規模農家も生産組織にささえられて営農をつづけている。また政治家が多くでている。農業生産の方向について、現在転作に対応してモチ米や野菜生産に積極的にとりくんでいる。B 地区は札幌市に近い水田中核地である。行政の位置付けが高く、はやくから、土地改良投資がなされた。戦後入殖も少なくなく、階層分解がはげしい。土地条件の良いところを上層が先に買占めたため中、下層では米以外の作物を作るのがむずかしく個別的に土地改良の努力をしている。C 地区は B 地区と同じ自治体に属するが山の手であるため灌漑がむずかしく集落の集団的力で工夫して水田を作った。水田転作がはじまってから畑作に取り組んでいる。

この、いくつかの事例をみても地域毎に課題の内容と水管理主体の到達点や発展の方向が異なる。表 1 に示されるように、例えば A 集落の場合、団体入殖によってできた自作農集落であり土功組合ができるときも集落内の激しい議論を経ている。取水から排水までが 2 集落という小規模な水利体系であり維持管理はほとんど集落住民の手で行われてきた。A 集落は生産、生活、教育に関する社会資本を自力で建設したり、陳情して実現してきたしそういう力量を持つ集落である。ここでは個別的生産力の発展をモチ米と野菜生産という地域農業の発展に結びつけて成功した。しかも生活上の課題、土地改良事業による井戸枯れなどを公務労働者を主体的に利用し、その過程では政治権力も大いに利用して簡易水道を実現することにより解決している。「水利用の“主体的”社会化」と評価できる。しかし、それ故に政治権力への対抗の論理はなく集落内の農民の多様な在り方が阻害されることもある。また、他の集落からみれば「地域エゴイズム」という見方もされる側面がある。

これと対称的なのが B 地区である。ここは国の政策として最初から大規模な土功組合が出来、集落とは全く別の水利組織がつくられた。しかも住民の流動性が高く、戦後入殖も少なくない。「農民の直接的支配」すら最初からなかったのである。北海道ではこのような地域は少なくない。転作対応も個別的に展開しているため中、下層のいきづまりが表面化している。ここでは転作にともなう排水量の増大が問題となっており、水管理主体同士の衝突もある。抜本的な解決の方法として国の事業である「千歳川放水路」に期待し推進運動がなされている。これは自然破壊を伴い、他の地区のとくに酪農に打撃を与える内容であり反対の声も多い。ここは集落として生産、生活、自然環境を守り発展させるという事は出来ない（集落というより行政区的）。しかし、文化、スポーツなど目的のはっきりした集団は集落に関係なく作り発展させる力がある。合理的で都市的な行動様式を持つこの地区では「地域排水の整備」という明確な目的のもとにさまざまな水管

理主体が連絡組織をつくることによって名実ともに主体となりうるであろう。

このようにその地域のもつ特徴によって水管理主体の到達点と課題はことなる。だが社会資本の管理主体としてめざすべき方向はおなじである。C地区のように地域としての生産力形成が成功しても少数農家がとりのこされる、というのではなく地域の社会資本は多様な内容を含んだ生産、生活、自然環境の発展の保障とならなければならないのである。

おわりに

以上、農業水利施設の「社会資本」的側面を管理主体の側から検討してきた。農業水利施設が厳密な意味で「社会資本」がどうかという問題は研究者の間で一致した見解はない。ここではそのような定義の問題よりも都市の「社会資本」がもつ矛盾の構造が農業水利施設にも現れていることに注目し、農業水利施設それ自体も都市と農村の格差の矛盾のなかで古い関係をひきずりながらも真の「公共性」を保障する「社会資本」として発展する可能性をみようとした。この過程は農村住民の主体形成の過程でもあり、逆に農村住民の主体形成は具体的な目的と行動によってしかなされない。今、農村地域の「水」問題が農村住民の生産、生活、自然環境をおびやかす現実があり、そこに、農村住民があたらしい水管理主体として発展する可能性がある。

本論では社会資本管理の内容論には立入っていない。それをするためには、管理労働の内容、社会資本の素材の検討（農業経済の実証分析としては多少の蓄積がある。）のみならず価値的側面（農業経済ではコストの問題として研究されている。）、地代論等の検討が必要となろう。また、本論は、公共性をめぐる最近の議論に十分答えるものとはなっていない。農村に「残る」共同性が、どのようにして「公共性」の実体となりうる個の自立と普遍性に媒介された共同性に転化するのかそれは管理内容論にたちいってはじめて明らかになることであろう。

表1 水田利用再編化の農業水利問題と地域の対応

	名寄市 A集落	長沼町 B地区	長沼町 C地区(高台、下台)
① 水利施設の歴史的定在・管理主体の到達点	明治期、集落内の激しい討論の末、造田を決定。地元政治家の「政治力」で土地改良事業を進め集落単位の土功組合を作る。明治40年代の開拓当初から住民の結束が強く道路、橋、学校などの社会資本を自力、あるいは陳情で整備。 戦後は、いくつかの土功組合が統合し専門職員が配置される。取水から圃場、排水までが2集落内にあるので日常的な管理は集落で行っているが事業や資金関係は専門職員と役員が請負い一般の組合員の意見があがりにくくなっている。 集落住民は自らの地域の生産、生活に必要な社会資本を要求し自主運営する力量を集落として持っている。(保育所等)その意味で政治力を利用する主体ではあるが政策の範囲内にとどまっている。	水田中核地であり、投資重点区でもあったため、国の政策として最初から大規模な土功組合が作られ、専門職員がついた。戦後、米軍や自衛隊の無断取水などで被害をうけたが行政の力が強く、場合員の中に不満はあったが、逆らえなかった。また、住民を無視した治水工事がかえって下流の湛水被害をもたらしたこともある。 住民の流動性が高く、現在の住民は戦後入殖が多い。生産における共同関係はほとんどなく、圃場整備なども自力で実施。文化的要求は高く、目的のはっきりした集団はできる。Aに比べれば政策批判の集団はしやすい。	明治時代から入殖し、現在に至る住民が多い。この地区が属する土地改良区はU山系からで大半の水は人工排水に拠らなければならないという条件のなかで排水に力をいれている。 C地区の住民は開拓当初から集団的に農法を開発し実行する力を持っている。昭和3年代の造田ブームの際にもかかわらずいのできない高台では集団的に溜池や沢水田を造ったここでは近隣関係の範囲内で用排水の維持管理がなされる。
② 個別的生産力の発展と水利の課題	政策上は重点地区でないため圃場整備事業はかなり遅かった。そのため自力で整備を進めた農家もいた。最近圃場整備事業が終了したが、大規模経営にむく画一的な内容になかば強制参加。集落として転作にとりくんでいるので圃場ごとに用排水分離し田畑輪換を可能にしたが野菜作りには圃場が大きすぎる。また、償還金額が多く、小経営にとって圧迫となっている。 →転作にとりくむ生産組織が管理運営に発言権を持つこと →河川の治水工事と圃場整備事業のため井戸がれをおこす。	政策上は重点地区であったため土地改良事業が30年代からはじまる。自力で圃場整備ができる農家が多いので転作田も自分で排水をばって作製。転作田は固定化。「一時避難」的な転作(小麦)で地力が低下。限界にきている。 [上層] 45~50年までに土地拡大を終え、暗渠などの土地改良。輪作や田畑輪換が可能になっている。飛地が多い [中、下層] 50年以降の土地拡大のため、土地改良の時期が遅く、転作田の地力低下がはなはだしい。反収の高い圃場で稲の収穫をあげなければやっていけない。 →小面積でも反収のあがる作物の集団的開発とそのための土地改良が必要。 →飛地などの用排水管理…排水管理組織と衝突。 →転作に伴う排水量の増大…下流の湛水被害、排水路、排水機の整備が必要	造田ブーム以前は畑作中心であったため、水田利用再編期にはいっても対応がはやく玉ねぎ、長ねぎ、じゃがいもなどに集団的に取組み成功した。だが畑に向かない土地条件の農家は水田を続けることとなった。 [高台] 常時水不足のため商品として米を造るためには溜池や沢水田では無理。国営道央事業をまってポンプかんがいが課題。 [下台] 数戸をのこして全面永久転作となったため、水路をつぶした。残された農家は他人の畑に水路を通し、自費で装工するが、畑がしける。などの問題。
③ 生産・生活・自然環境の統合的管理主体への展望	井戸問題：住民が団結して町内会決議や「市民の声」に投書し、簡易水道を実現。管理は住民側が位置付けて公務労働に委託。 土地改良区：最近、生産の主体である若手に役員をまかす方向が出てきている ここは集落として生産、生活を守り発展させる力を持っている。帰属集団という面が残っていると同時に生産、生活の社会化を必要に応じてとりいれ、生産の担い手である若手が共同経営資本(機械、施設)や社会資本(保育所等)を媒介とした機能集団を形成。生活、生産のそれぞれの課題を独自に追及している。 問題は草の保守の面をどう克服するか。 ○有力者の政治力にたよる。 ○権力がからむ集落の役職は特定の家からでる。 ○行政に対する対抗の論理がない。 ○多様性が抑圧されることがある。	排水整備を土地改良区に要求しているが運動になっていない。国が自然破壊をもたらす「千歳川放水路」を計画しているが、無批判に推進の立場に立っている。 社会資本管理の中枢部分は行政・専門家まかせ。機能集団は出来ているが地区としてのまとまりにかけ。 合理的な行動様式をもっているので「地域排水の整備」という明確な目標のもとに様々な水管理主体が連絡組織をつくるのが大切。自然環境の問題も地区のなかからというよりは、自然保護を主張する集団と接触することにより住民の視野に入るのではない。	転作の集団的取組みは成功したといえる。しかも、共同経営資本として、玉ねぎ貯蔵施設などを作っている点は評価される。だが、社会資本を単なる、画一的な集団の発展として位置付けるのではなく多様な在り方を含んだ集団的発展の保障として位置付けるなら、水路を無くしたことはマイナスと評価されよう。

(注)→は課題

〔注〕

- (1) 宮本憲一「社会資本論」(有斐閣)
- (2) 「公共性を考える」シリーズ(垣内出版)などはその取組みの1つである。
- (3) 高木幸二郎訳「経済学批判要綱」Ⅲ P 459～470(大月書店)
- (4) 「要綱」Ⅲ P 460
- (5) 「要綱」Ⅲ P 468
- (6) 佐中忠治「『社会資本概念』の基礎的考察」(『経済科学通信』41号1984年3月)では「要綱」から「共同生活手段」の可変資本への転化をよみとっている。がしかし、ここではあくまで「生産手段」について書かれているのであり、また資本に直接包摂されないが故の矛盾を考察するうえで「可変資本」を基本規定とするのは賛成できない。むしろ資本との関係を分析するためにこういう視点を持つことは必要であるが。
- (7) 「要綱」Ⅲ P 461～2
- (8) 「要綱」Ⅲ P 466～
- (9) 加藤一郎「公共投資の構造転換と80年代」(『経済科学通信』第48号 1986年3月)
- (10) 加藤一郎「『社会的生産の共同社会的・一般的諸条件』について」(『経済』新日本出版 1975年1月)
- (11) 京極高宣・川上則道「社会資本の理論」(時潮社) P 128注27参照
- (12) 京極高宣・川上則道 前掲書
- (13) 京極高宣・川上則道 前掲書
- (14) 「擬制的」資本として考察しているひともある。
- (15) 森滝健一郎「現代日本の水資源問題」(汐文社)
- (16) 森滝健一郎 前掲書
- (17) 森滝健一郎 前掲書
- (18) 京極高宣・川上則道 前掲書参照
- (19) 加藤一郎 前掲書
- (20) 「現代資本主義と国家」(岩波書店)によれば宮本憲一氏は「経済的効率」にたいして「社会的効率」(住民の側からみた)こそ大切であると主張している。
- (21) 山本英治編「公共性を考えるー2 現代社会と共同社会形成」(垣内出版)
- (22) 同上
- (23) マルクス「ユダヤ人問題について」(マルクス、エンゲルス全集 大月書店)
- (24) 山本英治編前掲書
- (25) 山本英治編前掲書
- (26) 青木圭介「構造転換と公共性」(講座 構造転換1『国際化のなかの日本』 青木書店)
- (27) 似田貝香門「共同社会形成としての社会運動論」(山本英治編 前掲書)
- (28) 山崎功監修「グラムシ選集6」(合同出版 P 143)
- (29) 重森暁編「共同と人間発達の地域づくりー自治体改革への陣地戦」(自治体研究社)
- (30) 大月経済学辞典の「住民」の項より。池上淳の執筆による。
- (31) 「資本論」第13章(大月書店)
- (32) 「共同社会形成の基礎理論」(山本英治編 前掲書)
- (33) 重森暁編「共同と人間発達の地域づくりー自治改革への陣地戦」(自治体研究社)
- (34) 重森暁(前掲書 P 44)は「生産と生活の社会的諸条件の資本蓄積条件への転化」が「地域産業を

形成してきた小資本の巨大資本への系列化を、決定的に促進する要因でもある。」として「この二重写しのような過程のリアルな把握」の把握が重要としている。

- (35) 拙稿「男女共学の家庭科でどうい生活主体を育てるかー地域管理主体へと発展する生活主体の形成ー」(『社会教育研究』第7号北海道大学教育学部社会教育研究室) 参照
- (36) 高橋英博「都市社会学と社会的共同消費手段」(東北社会学研究会 1983年 46号) ではこの視点から社会的共同消費手段を位置付けている。しかし、あくまでそれは1要因にすぎない。
- (37) 重森暁編「共同と人間発達の地域づくり」前掲書
- (38) 古城利明「共同社会形成の基礎理論」(山本英治編 前掲書)
- (39) こうしたプロセスにおいて「私的労役」である家事、育児労働の一部が「普遍的労働」となり、「社会的生産労働」に復帰していない婦人にも「普遍的個人」へと発展する契機がもたらされる。
農村地帯などで公の場に一切でたことのない婦人が季節保育所の設立を契機に運営に加わり行政との交渉まで行う、また保育内容においても従来より高い内容がかけとられる事例がある。
- (40) 玉城哲「日本農業の近代化過程における水利の役割」(玉城哲 旗手勲 今村奈良臣編『水利の社会構造』国連大学発行 東大出版会)
- (41) 永田恵十郎「稲作生産における土地改良の経済的意義」(古島敏雄編『産業構造変革下における稲作の構造Ⅰ 理論編』第11章) 東京大学出版会 1975年
- (42) 大和田寛「現段階における土地改良事業の性格づけによせて」(『東北大学農学研究報告』34巻1号 1982年) は、生産力展開が必ずしも永田の言うようには展開していないことを指摘している。従ってここは「政策的意図」にかぎって述べた。
- (43) 竹中久二雄「農業の社会資本投資と政治経済構造」(大橋一雄 竹中久二雄編著『社会資本投資と現代農業』農林統計協会) にはその構造がよく分析されている。
- (44) 重森暁「地域と労働の経済理論」(青木書店)
- (45) 永田恵十郎「農業水利の現代的課題」(農林統計協会)
- (46) 永田恵十郎 前掲書
- (47) 加藤譲編「水田利用再編と土地改良」(農林統計協会)
- (48) 大和田寛 前掲書では農業水利を生産手段としてだけでなく地域開発政策や自治の問題を含めた「社会資本」的視点で分析する必要を指摘している。
- (49) 森滝健一郎「現代日本の水資源問題」(汐文社)
- (50) 重森暁 前掲書
- (51) 堀口健治「土地資本論」(農林統計協会)
- (52) 玉城哲「農業水利資産の公共性と非公共性」(佐藤俊郎・永田恵十郎他『水を活かす』筑波書房)
- (53) 永田恵十郎「基幹施設と末端施設の水利資産論」(佐藤俊郎・永田恵十郎他『水を活かす』筑波書房)
- (54) 佐藤俊郎・永田恵十郎他『水を活かす』筑波書房
- (55) 住民という概念を池上淳は歴史的・社会科学的に定義した。基本的にはつぎのとおり。「家族を基本単位とし、地域に居住するという事実にもとづいて社会的な関係をもつ人々の集団」であり、今日では「大資産家家族は、大邸宅と別荘、旅行の日常化によって地域における居住から自由になるのにないて、中小所有者家族と労働者家族は労働と生活の場として日常的に地域における居住を必要とし、住民とよぶにふさわしい存在となる。……中略……地域を単位として(労働と生活の組織＝くらしの組織を媒介として) 集団化された中小生産者と労働者階級であるといえよう。」(『経済学辞典』大月書店) 筆者もこの見解をとるがとくに農村の場合「労働と生活の組織」は資本主義の発展を契機とす

るものだけでなく、集落としてそれ以前から続いていたものもある。しかも水利施設や農協のような組織をもたなければ自らの生業さえ営むことができないし、個別経営の方向も地域農業の発展と深くかかわっている。そこで、地域農業の発展を展望する営農主体でありかつ、生活や自然環境を含めて命とくらしをまもる「住民」概念を結合させ、農村の特質を考慮した概念を「農村住民」とした。

- (56) 竹中久二雄「農業の社会資本投資と政治経済連合」(大橋一雄, 竹中久二雄『社会資本形成と現代農業』農林統計協会)
- (57) 七戸長生「北海道『大正用水』灌漑地域の稲作展開の特色と現状」(玉城哲他 前掲書『水利の社会構造』)
- (58) 「社会資本」を価値的に分析しようという試みは位置付けを明確にしないと誤りをおかす。例えば JR ローカル線を廃止したことが廃止地区の家計に与える影響を調べるとする。老人の通院が自家用車でなされればコスト UP ということになって「悪影響」となるが調べてみてコスト DOWN だったりして、その原因が家族のついでにのせてもらうからであったとする。すると価値的にみれば「影響なし」となるが、実は家族に遠慮して通院回数が減っているかもしれないのだ。そもそも生活や自然環境を経済的「価値」ではかることはできない。「生産」の目的は「価値」だがそれも生活や自然環境の発展という目的からみれば下におかれてしかるべきである。
- (59) 「素材的」というとらえかたは宮本憲一が「社会資本論」のなかではじめて使用した言葉である。これは経済学の分析枠でとらえきれない、人間の健康と公害の関連を問題にしようという考えの表現であると聞いている(氏の講演より)。社会科学や自然科学の分析枠のほうからみるのではなく人間の生命と生活の方から社会科学や自然科学を再構成するという取組みが必要な時期にきているのではないか。その様な取組みのひとつとして、池上淳は「人権を守る憲法的枠組みと、『限界ゾーン』(人間と自然の自己回復力の限度)にかんする自然科学的知識」(『人間発達史観』青木書店)を提起している。また家政学の分野ではエレン・リチャーズの「優境学」の提起(住田和子『図説家政学』建帛社参照)に示されるようにはやくから、この視点での社会科学や自然科学の統一が課題とされていた。
- (60) 拙稿「農村における社会資本形成と住民」(北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書第27号 1985年3月) - A 地区の実証
拙稿「水田利用再編化の水管理主体」(北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書第29号 1987年) - B, C 地区の実証を参照していただければ幸いである。